

11月9日(木)16時から 代替路（無料）措置を行います

◀ **C4** 圏央道 代替路(無料)措置 ▶

都道61号(美山通り)の災害による通行止にあたり、都道の通行止区間の迂回路として圏央道 八王子西IC～あきる野IC間をご利用いただくため、通行止の期間中は、通行料金を徴収しない措置を取ります。

【通行料金を徴収しない通行】

- ・圏央道 八王子西ICから流入し、あきる野ICから流出するご利用
- ・圏央道 あきる野ICから流入し、八王子西ICから流出するご利用

- ◆ ETC車はETCレーン、ETC車以外は一般レーンをご利用ください。
- ◆ ETC車以外は、入口で必ず通行券をお取りください。

八王子西IC～あきる野ICを越えたご利用は、代替路(無料)措置の対象とはなりません。

全区間有料となります。



(例)

- ・高尾山ICから日の出ICまでのご利用：八王子西IC～あきる野ICを越えたご利用のため、高尾山ICから日の出ICまでの通行料金(全区間分)となります。
- ・あきる野ICから高尾山ICまでのご利用：八王子西IC～あきる野ICを越えたご利用のため、あきる野ICから高尾山ICまでの通行料金(全区間分)となります。
- ・あきる野ICから八王子西ICまでのご利用：通行料金は徴収いたしません。